

答 申 第 5 4 号
平成19年10月31日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成18年12月25日付け青団経第653号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

農協合併に係る助成申請書等についての不開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、青森県農協経営基盤強化総合対策事業（以下「総合対策事業」という。）に係る「平成 9 年度に助成金の処理対象となった個々の不良債権内容が分かる資料」について、不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成18年11月 6 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「平成 9 年度の旧鶴田町農協からの合併に関わる助成申請書（不良債権の明細のわかるもの）」及び「助成内訳のわかるもの H 9 ~ 23年まで15年間」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「開示請求された行政文書は、青森県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）が実施した総合対策事業に関わるもので、中央会と旧鶴田町農協間で助成交付手続がなされたものであり、実施機関は行政文書を保有していない」として、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年11月16日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年12月 1 日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第 6 条の規定により、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 県は、合併に関わっている。合併に当たり、資金を準備し、資金援助をしている。「県は行政文書を保有していません」という回答はけしからん。
- (2) 原審平成12年7月17日尋問調書によれば、旧鶴田町農協の当時の組合長は、合併する前の鶴田町農協の、本件養豚農家に対する未収金（不良債権）は特別勘定（独立勘定）の方で引き受ける。
不良債権は合併後の農協は引き継がない。
中央会からは、約15億円の助成があり、同金員は特別勘定に組み入れられた。
合併に当たり、青森県、鶴田町からも鶴田町農協に資金援助があった。
と証言している。
- (3) 関係者に聞くとところによると、中央会15億、県10億、鶴田町約4億とされている。平成9年6月23日、鶴田町農協の合併特別欠損金として、本件事業の適用第1号農協として、金29億9,700万あまりを助成することを正式に決定した。そして同年7月1日、3農協が正式に合併したものである。
- (4) 理由説明書等に対する反論

ア 総合対策事業について

- (ア) 総合対策事業は、青森県農協経営基盤強化総合対策本部設置規程（平成9年4月1日実施。以下「対策本部設置規程」という。）にある青森県農協経営基盤強化総合対策本部（以下「対策本部」という。）の構成団体（青森県農林部、中央会、青森県信用農業協同組合連合会、青森県経済農業協同組合連合会、青森県共済農業協同組合連合会、青森県農業信用基金協会、農林中央金庫青森支店及び各地区農業協同組合連絡協議会をいう。以下同じ。）及び鶴田町の事業である。
- (イ) 旧鶴田町農協が、構成団体及び鶴田町に対して合併推進に当たり、助成金申請したものであり、関係するそれらの間で助成金交付手続が行われた事業に係るものである。この点は最重要点である。
- (ウ) 構成団体及び鶴田町の事業であることは、周知の事実である。にもかかわらず

実施機関の判断は、「具体的開示請求の内容は、当該事業のうち、中央会が特別
」A 指導対策として実施してきた部分で、中央会と旧鶴田町農協間で助成金交付
手続きが行われた事務に係るものである」とする。実施機関は、重大な見落とし
に気が付いていない。

(I) 総合対策事業は、構成団体の方針、目的事業である。

イ 事業実施主体について

(ア) 「事業実施主体」は、次のとおり最高責任者及び最高責任団体を指すものであ
る。

- a 農林省 —— 農林大臣
- b 県 庁 —— 青森県知事
- c 鶴田町 —— 町長

(イ) 「事業スキーム」における実施主体は、次のとおり誤りである。

- a 「農協系統」 ——→ 「農林省」
- b 「中央会」 ——→ 「構成団体」

ウ 対策本部の位置付けについて

実施機関が主張する対策本部の位置付けについての理由は、根拠がない。

エ 文書不存在理由について

(ア) 中央会は、構成団体の事務局を置いたにすぎない。中央会内に事務局を置いた
からといって、又は中央会の名前を前面に出して事業推進をしていたとしても、
構成団体を代表して名前を使用しているにすぎない。総合対策事業は、構成団体
の方針である。つまり、対策本部の事務局の事務に係る、保有している書類は、
構成団体のものである。要するに、県農林部のものである。

(イ) 実施機関の行政文書不存在理由は、理由がない。勘違いである。すぐ出してほ
しい。

オ 助成金交付事務に係る書類について

(ア) 総合対策事業は、構成団体の事業であり、対策本部事務局の事務に係る保有し
ている書類は、構成団体のものである。

(イ) 実施機関が主張する助成金交付事務に係る書類についての理由は、根拠がない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び意見書によると、おおむね
次のとおりである。

1 総合対策事業について

本件開示請求の対象は、中央会等の農協系統組織が平成9年度から実施してきた、総合対策事業に係わるものである。

具体的な開示請求内容は、当該事業のうち、中央会が特別JA指導対策として実施してきた部分で、中央会と旧鶴田町農協間で助成金交付手続きが行われた事務に係るものである。

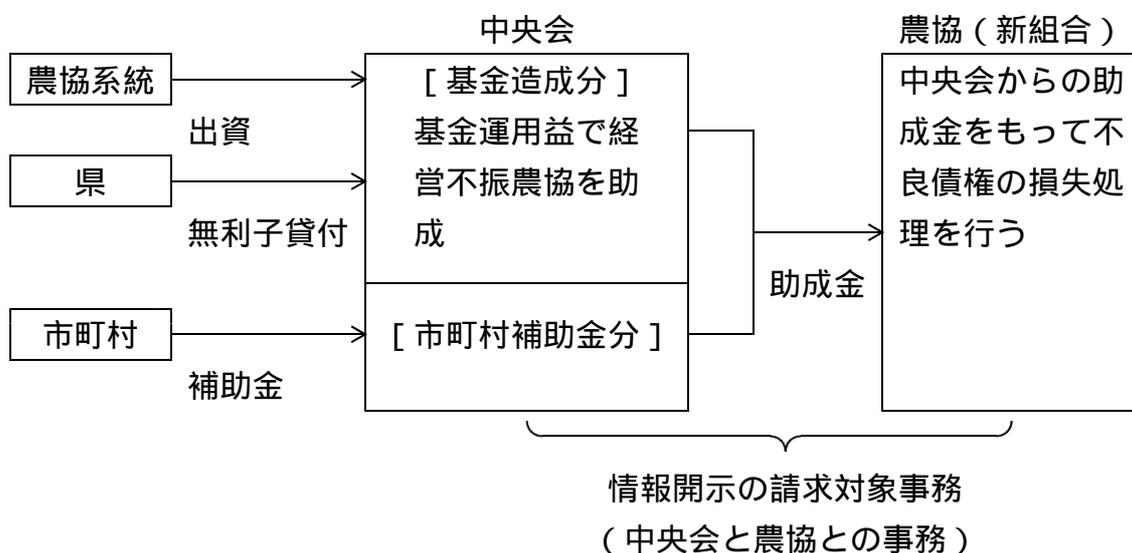
(1) 事業名

青森県農協経営基盤強化総合対策事業（特別JA指導対策）

(2) 事業内容

経営不振農協を救済合併した新農協が引き継ぐ不良債権の処理を進めるため、農協系統及び県拠出による基金の運用益及び市町村の補助金を財源として、経営不振農協に対する助成を実施する。

(3) 事業スキーム



2 事業実施主体について

総合対策事業は、中央会が実施している事業であり、本件開示請求の対象に係る助成金交付事務は、旧鶴田町農協組合長が中央会会長に対して交付申請を行い、中央会が対象農協へ助成金の交付を行うなど、中央会が事業実施主体となって実施している事業である。

3 対策本部の位置付けについて

- (1) 対策本部は、中央会が総合対策事業の実施に当たり、関係団体と連携を図り合併推進、合併ＪＡ指導対策等を総合的に推進するために設置している機関である（規程の改廃は、中央会理事会で決定することとされている。）。
- (2) 県は、合併による農協経営の健全化を促進する必要があることから参画しているものである。
- (3) 助成対象農協の決定は、対策本部委員会（対策本部設置規程により対策本部に設けられた、構成団体の代表者等からなる委員会をいう。以下同じ。）の承認を得て、中央会理事会の議決を経て、事業実施主体である中央会が認定することとなっている。
- (4) また、県等外部委員が参画している対策本部では、基本的事項の協議が行われるもので、個人が特定される個別不良債権の個人情報まで踏み込んだ個別的な協議は行っていないものである。
- (5) 以上のことから、県は対策本部に参画しているものの、個別不良債権の内容を承知していないものである。

4 文書不存理由について

- (1) 県は、平成９年度から中央会に対して、基金造成のための財源として無利子貸付を実施してきたもので、当該貸付に係る申請書類及び対象農協に対する助成関係の資料は保有しているが、開示請求のあった農協別の個人ごとの具体的な不良債権に係る書類は保有していない。
- (2) また、本件開示請求の対象に係わる助成金額の決定及び交付事務は、農協の健全な発展を図ることを目的に、農協の指導機関として農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された中央会と対象農協間で行われた事務であり、県は、各年度における農協ごとの助成金額は把握しているものの、特段の理由が生じない限り、個人情報である個人ごとの具体的な不良債権の内訳までを把握する必要がないため、現在まで中央会等から個人ごとの不良債権内訳を徴取したことはなく、本件開示請求の対象書類は、保有していないものである。

5 助成金交付事務に係る書類について

事業実施主体が中央会であることから、助成金交付事務に係る書類は、中央会が保有

しているものであり、これらの書類は、県が職務上作成し、又は取得した行政文書でなく、本件開示請求の対象にはなり得ないものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件異議申立ての審査の対象について

(1) 実施機関は、理由説明書において、「開示請求のあった農協別の個人ごとの具体的な不良債権に係る書類は保有していない」ため本件処分を行った旨述べているところである。

本件開示請求の内容は、「平成9年度の旧鶴田町農協からの合併に関わる助成申請書（不良債権の明細のわかるもの）」及び「助成内訳のわかるもの H9～23年まで15年間」であることから、当審査会が実施機関に対し、本件開示請求に係る対象文書を「農協別の個人ごとの具体的な不良債権に係る書類」と特定した理由について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「異議申立人が来庁した際、本件開示請求の内容を確認したところ、平成9年度に助成金の処理対象となった個々の不良債権内容が分かる資料を要望していたためである」旨述べているところである。

(2) よって、本件開示請求に係る対象文書は、総合対策事業に関し、「平成9年度に助成金の処理対象となった個々の不良債権内容が分かる資料」（以下「本件文書」という。）であると認め、本件異議申立てについては、本件文書の存否について判断するものとする。

3 総合対策事業（特別JA指導対策）の概要について

中央会は、平成9年3月、その臨時総会において、喫緊の課題であった本県農協の経営基盤強化のため、合併推進・合併JA指導対策、経営体質の強化指導対策、特別JA

指導対策を柱とした、総合対策事業の実施を決定したところである。

本件文書は、これらのうち、中央会が特別「A」指導対策として実施した、実質的に債務超過の状況にある農協に対する指導・支援事業に係るものであって、青森県農協経営基盤強化総合対策事業規程（以下「事業規程」という。）によれば、当該事業の概要は次のとおりであると認められる。

(1) 目的

総合対策事業の一環として青森県農協経営基盤強化総合対策基金（以下「基金」という。）を設け、単独では経営再建が困難な農協（以下「被合併組合」という。）の合併時における未処理損失金等への助成を行い、合併した農協の経営負担の軽減を図り、農協合併の促進に資することを目的とする。

(2) 助成対象となる被合併組合の条件

次の条件をすべて満たすものであるほか、地元市町村の支援が見込まれること等の条件を具備していること。

ア 農協合併が確実に見込まれること。

イ 実質的に債務超過の状況にあること。

ウ 役員の実業責任が明確化されていること。

エ 出資金の減資を行うこと。

オ 経営改善意欲が認められ、経営の安定、向上が見込まれること。

(3) 被合併組合の認定等

ア 認定の申請手続

認定を受けようとする被合併組合は、以下の申請手続を行う。

(ア) 合併研究会又は合併促進協議会発足後、書面により予備申請を行う。

(イ) 中央会の財務確認監査又は県の財務確認検査により確定した未処理損失金に基づき、書面により本申請を行う。

イ 被合併組合の認定

中央会は、被合併組合の認定申請に基づき、次の手順により認定する。

- (ア) 必要により関係機関と協議する。
- (イ) 対策本部委員会の承認を得る。
- (ウ) 中央会理事会で議決する。

(4) 基金の造成・運用・管理

基金の造成・運用・管理については、青森県農協経営基盤強化総合対策基金造成・運用・管理規程に定めるものとされ、その主な内容は次のとおりである。

ア 基金の造成額

223億円

イ 基金の拠出額

- (ア) 青森県 143億円
- (イ) 青森県信用農業協同組合連合会 50億円
- (ウ) 青森県経済農業協同組合連合会 15億円（基金15億円の運用果実相当額を毎年負担）
- (エ) 青森県共済農業協同組合連合会 15億円

ウ 基金の運用

基金は平成9年度から平成25年度までとし、中央会が運用（基金の果実、組合の財務状況等により期間変更可）

エ 基金の果実の使途

事業規程で認定した対象組合の助成等に充当

オ 基金管理委員会

基金の円滑な運用・管理を図るため、構成団体（各地区農業協同組合連絡協議会を除く。）の役職員等からなる基金管理委員会を設置

カ 基金の管理

中央会の「経営基盤強化総合対策基金特別会計」で管理

4 青森県農協経営基盤強化総合対策資金貸付事業の概要について

県は、平成9年3月、青森県農協経営基盤強化総合対策事業実施要領（以下「県実施要領」という。）を制定し、中央会が実施する総合対策事業について、合併の障害となっている不健全資産等の円滑な償却を支援するため、中央会に対し資金の貸付けを行

うこととしたところであるが、当該貸付事業の概要は次のとおりであると認められる。

(1) 事業の内容

ア 事業の実施

中央会が、財務内容の悪化により合併が困難となっている農協（以下「被合併農協」という。）の合併に際し、合併後の農協（以下「合併農協」という。）が引き継ぐ被合併農協の未処理損失金等について、基金により合併農協に対する支援を行う場合、中央会に対し、資金の貸付けによりその一部を助成する。

なお、当該事業は、県単独事業である。

イ 対象とする農協合併

次の要件のすべてに該当し、かつ、平成12年3月31日までに実現した農協合併であって、当該合併により本県の農業振興に寄与するものと知事が認めるもの

- (ア) 被合併農協は、県又は中央会が実施する財務確認において把握した欠損金及び含み損失の合計額が資本勘定を上回っているものであること。
- (イ) 未処理損失金等の原因をつくった被合併農協の役員がその任期・地位等に応じた経営責任を負うものとして、未処理損失金等の処理について、その一部を連帯して負担することに同意していること又は役員の経営責任追及のための損害賠償請求の訴訟を行っていること。
- (ウ) 被合併農協の組合員が、出資金額の一部を被合併農協の未処理損失金等の処理のために充当することに同意していること。
- (エ) 被合併農協の未処理損失金等の処理について、地元市町村の支援が見込まれること。
- (オ) 被合併農協において、合併前に経営改善意欲が認められ、かつ、合併後の継続的努力により合併農協の経営安定及び改善が見込まれること。

ウ 対象とする未処理損失金等

中央会が合併農協に対する支援の対象とした未処理損失金等（融資に係る欠損金を除く。）のうち、知事が必要と認めるもの

エ 助成額

毎年度予算の範囲内において、中央会が合併農協に支援することとなる額（ウにより助成の対象とするものに限る。）を勘案の上、必要と認められる額

オ 助成期間

平成9年度から平成18年度までの10年間

(2) 助成方法

ア 貸付けの方法

毎年度中央会と金銭消費貸借契約を締結して行う。

イ 貸付期間

貸付けの日からその日の属する会計年度の末日まで

ウ 貸付利率

無利息

エ 貸付金の運用

中央会は、県から借り入れた資金を年2.4パーセント以上の割合で運用するものとし、その運用益の全部を合併農協に対する支援金に充当しなければならない。

オ 貸付額

エによる資金の運用により、(1)エの助成額を得るのに必要な額

5 実施機関の関与等について

本件文書は、中央会が、総合対策事業の一環（特別JA指導対策）として実施した、基金を創設し、被合併組合の合併時における未処理損失金等への助成を行うことを内容とする事業に係るものであり、実施機関は、上記3のとおり、当該事業について、対策本部、対策本部委員会、基金管理委員会の構成員として必要な関与を行うとともに、中央会が行う被合併組合の未処理損失金等の確定のための財務確認についても、これを行うことが認められる。

また、実施機関は、基金の造成のための財源として、上記4のとおり、青森県農協経営基盤強化総合対策資金貸付事業（以下「総合対策資金貸付事業」という。）を創設し、中央会に対し無利息で必要な額を貸付けしており、当該事業の実施に当たり必要な審査を行っていることが認められる。

以上から、実施機関はこれらの関与等の過程において、本件文書を職務上取得するなどの可能性が全くないとは言い切れず、したがって、「本件文書は、中央会が実施した総合対策事業に係わるもので、中央会と旧鶴田町農協間で助成交付手続がなされた事務に係るものである」として、「実施機関は行政文書を保有していない」とする実施機関の主張は、認めることができない。

6 本件文書の存否について

(1) 実施機関の関与に際しての本文文書の取得等の有無について

ア 総合対策事業（特別JA指導対策）における財務確認について

(ア) 総合対策事業（特別JA指導対策）の助成対象となる被合併組合の認定等については、上記3(3)のとおりであり、事業規程によれば、被合併組合からの予備申請の後、被合併組合は、中央会の財務確認監査又は県の財務確認検査を受け、確定した未処理損失金に基づき本申請を行うものとされているところである。

このため、旧鶴田町農協の未処理損失金等に係る財務確認の状況、その記録の有無等について実施機関に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、次のとおり述べているところである。

a 財務確認の時期

旧鶴田町農協の未処理損失金等に係る財務確認は、鶴田町内3農協の合併に係る3農協合併促進協議会から財務確認の実施依頼を受け、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条に基づく農協検査として、平成8年9月9日から同13日までの5日間にわたり実施した。

b 財務確認の方法

(a) 旧鶴田町農協に係る財務確認は、3農協合併促進協議会が策定した財務確認実施要領に基づき、農協のすべての資産・負債・資本を査定し、直近の決算状況を検証した。

(b) 当時の農協検査担当者からの聞き取りによれば、旧鶴田町農協から、あらかじめ自主申告といった形で、未処理損失金等に係る書類が提出された事実はない。

(c) 旧鶴田町農協に係る財務確認は、県の担当者が旧鶴田町農協へ行き、あらかじめ農協が作成した資料をもとに、農協の担当者から個々の資産・債権内容等についてヒアリングを行い、財務確認実施要領に照らし検査し、回収不能債権か、回収延滞債権かを判断している。

ヒアリングは主に、

- ・ 借用証書等による資産債権の存否
- ・ 債務者の経営状況、債務状態、返済能力等の判定
- ・ 担保価値の計算
- ・ 連帯保証人の保証能力等

について行った。

c 財務確認の記録

(a) 旧鶴田町農協に係る財務確認の結果については、県は検査書や復命書を作成し、検査書の「概要」を旧鶴田町農協に交付している。また、検査書には財務確認の際調査した、個々の債権の内容に係る資料やメモなどの関係資料すべてを添付している。

(b) 旧鶴田町農協に係る財務確認は、農業協同組合法第94条の規定に基づく検

査として行っており、農協検査に係る検査書、添付資料等関係書類については、県の定める文書保存年限により5年保存となっている。

- (c) 保存文書を廃棄する際に作成する廃棄文書目録を確認したところ、完結年度が平成8年度の検査書については明確に記載されていなかったため、書庫等を調査したもののその存在を確認できなかったが、完結年度が平成9年度の検査書が平成15年4月に廃棄処分となっていることから、旧鶴田町農協に係る財務確認の検査書も平成14年3月以降に廃棄されているものと推察される。
- (d) 廃棄文書目録を確認したところ、復命書については廃棄されている。
- (e) 旧鶴田町農協に係る財務確認は、3農協合併促進協議会から依頼を受け、農業協同組合法第94条の規定に基づく農協検査として実施したもので、かつ、旧鶴田町農協に当該財務確認の検査書の「概要」を交付後に、相手方（合併後の農協）等から、個別の内容について特に異議がなく、未処理損失金等の内容についても異議がなかったこと等から、財務確認の主たる目的であった農協ごとの未処理損失金が確定し、平成9年度に農協の合併も終了したところである。したがって、検査書の保存年限経過後に廃棄処分されたと推察される。
- (f) また、総合対策事業の助成期間は10年であるが、財務確認検査で未処理損失金等の額が決定すると、県が実施する総合対策資金貸付事業の助成対象額が増減することがないため、当初の財務確認検査の目的は果たされたものと考えられ、一般検査書の保存年限と同様の取扱いをしたものである。
- (イ) 以上からすると、実施機関は、旧鶴田町農協に係る財務確認を行った際、本件文書に相当するものとして、旧鶴田町農協の個々の債権の内容に係る資料やメモなどの関係資料を、職務上取得し、一定期間これを保有していたものと認められる。
- (ウ) しかしながら、当該関係資料が添付された検査書については、廃棄文書目録上廃棄した旨の記録が確認できないものの、平成9年度に完結した他の農協に係る検査書が保存年限経過後に廃棄されていること、財務確認の後、検査書とは別に作成される復命書の平成8年度完結文書が平成14年3月に廃棄されていること、財務確認検査で未処理損失金等が確定すると、県が中央会に対し実施する総合対策資金貸付事業の助成対象額に増減が生ぜず、実施機関が、一般検査書と同様に、旧鶴田町農協に係る財務確認の検査書を保存年限経過後に廃棄したとしても特段の支障があるとは認められないことから、旧鶴田町農協に係る財務確認の検査書に添付された、本件文書に相当する、旧鶴田町農協の個々の債権の内容に係る資料やメモなどの関係資料は、当該検査書の保存年限が経過した平成14年度以降に、当該検査書と併せて廃棄されたものと考えるのが相当である。

イ 総合対策事業（特別JA指導対策）における被合併組合の認定に係る対策本部委

員会の承認について

- (ア) 事業規程によれば、被合併組合の認定は、対策本部委員会の承認を得て、中央会理事会で議決するものとされている。
- (イ) 実施機関は、対策本部委員会の構成員となっていることから、当該委員会に関する資料の保有状況等について実施機関に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「同委員会の資料については、平成8年度から平成18年度までの資料を保有しているが、当該資料の中には、本件文書は存在しない」旨述べているところである。
- (ウ) また、当審査会が行った説明聴取においても、実施機関は、「対策本部委員会の承認を受ける際には、農協の債権額さえ確定していればよく、個別具体的に特定の債権がどうという議論にはならない」、「個別の債権に係る具体的な資料は、委員会等には全くかかっていない」旨述べているところである。
- (エ) そこで、当審査会が実施機関に対し、実施機関が保有する、総合対策事業に関する文書等が綴られたファイルの提示を求め、審査会において、対策本部委員会・幹事会関係、総合対策制度関係のファイルについて実際に見分したところ、対策本部委員会・幹事会関係のファイルについては、当該委員会等の構成員として出席した実施機関の職員による「会議等報告書」といった形で、各会議の概要や配付資料が綴られており、また、総合対策制度関係のファイルについては、総合対策事業の制度設計に当たっての、庁内各課との協議や、町村会、関係市町村、国税局等の協議に係る資料が綴られているところであって、これらファイルには、各農協ごとの不良債権に係る資料はあったものの、本件文書は存在しなかったところである。

ウ 総合対策資金貸付事業の実施について

- (ア) 実施機関は、総合対策事業（特別J A指導対策）に係る基金の造成のための財源として、総合対策資金貸付事業を創設し、中央会に対し無利息で必要な額を貸付けしているところである。
- (イ) 当該事業に係る県実施要領によれば、対象とする農協合併、対象とする未処理損失金等、助成額については知事が認定するものとされていることから、これら認定に当たっての審査事項、審査方法等について実施機関に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、次のとおり述べているところである。
- a 審査は、県実施要領及び毎年度制定する青森県農協経営基盤強化総合対策資金貸付要綱（以下「貸付要綱」という。）に基づき行っていた。貸付要綱に定める申請書等の様式以外の審査内容については、中央会にヒアリングを行い確認してから申請書を提出させていた。
- b 審査に係る申請書や契約書等についてはファイリングして永久保存としている。
- (ウ) また、当審査会が行った説明聴取においても、実施機関は、「対象とする農協

合併について言えば、自己資本比率の低さや債務超過といったことは基本的には財務確認検査の結果や総会資料等で確認することができる」、「未処理損失金等の処理に係る役員責任の明確化等も理事会の議事録等で把握できる」、「平成8年度に農協単位の不良債権の額が確定した時点で、県の中央会の助成対象となる額も確定し、その後10年間は当該額に基づき助成することとなるので、個別の債権に係る具体的な資料は、県としては不要となる」旨述べているところである。

- (I) 貸付要綱によれば、中央会が提出する貸付申請書には、事業計画書を添付するものとされているが、当該事業計画書には、被合併農協ごとの未処理損失金等の金額及び内訳、中央会が助成の対象とする未処理損失金等の金額及び内訳、合併後の各農協における未処理損失金等の処理計画（各年度の処理金額及び処理財源）、中央会の当年度の収支計画が記載されているところである。当該内容からすると、総合対策資金貸付事業の審査は、県が助成する貸付金を中央会が総合対策事業として合併農協にどのように充当・支援し、合併後の各農協の未処理損失金等をどのように処理し、併せて総合対策事業（特別J A指導対策）に係る中央会の収支の面からも当該事業が確実に行われるものであるかどうかを判断するものであると思われる。

総合対策資金貸付事業において対象とする未処理損失金等は、基本的には、中央会が合併農協に対する支援の対象とした未処理損失金等であり、県の行った財務確認の結果に基づき、中央会が被合併農協の未処理損失金等を確定し、その後、中央会から総合対策資金貸付事業の申請が行われていることを踏まえると、総合対策資金貸付事業の審査に当たり、県が各農協の個別の債権に係る具体的な資料を改めて入手し、審査することは現実的ではないと考えられる。

- (オ) また、当審査会が実施機関に対し、実施機関が保有する、総合対策事業に関する文書等が綴られたファイルの提示を求め、審査会において、各年度ごとの貸付金関係のファイルについて実際に見分したところ、貸付要綱の制定、貸付金の決定、金銭消費貸借契約書、貸付金の償還等に係る起案が綴られていたが、これらファイルにも、本件文書は存在しなかったところである。

- (2) 総合対策事業（特別J A指導対策）及び総合対策資金貸付事業に係る実施機関の関与は、上記のとおりであり、実施機関は、その関与の過程において必要な文書等を取得し、本件文書についても職務上取得し、一定期間これを保有していたものと認められるが、その後、廃棄したものと考えられ、本件開示請求の時点においては、実施機関は、本件文書を保有していないと考えるのが相当である。

7 結論

以上のとおり、実施機関は、本件文書を保有していないと認められるので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成18年12月25日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成19年 1 月19日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成19年 1 月25日 (第127回審査会)	・審査を行った。
平成19年 2 月 6 日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成19年 2 月21日	・実施機関からの意見書を受理した。
平成19年 2 月22日 (第128回審査会)	・審査を行った。
平成19年 3 月 2 日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成19年 3 月20日	・実施機関からの資料を受理した。
平成19年 3 月23日 (第129回審査会)	・審査を行った。
平成19年 4 月26日 (第130回審査会)	・審査を行った。
平成19年 5 月16日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成19年 5 月24日 (第131回審査会)	・審査を行った。
平成19年 5 月29日	・異議申立人からの書面を受理した。

平成19年 6月28日 (第132回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 7月18日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成19年 7月26日 (第133回審査会)	・ 実施機関からの説明聴取を行った。 ・ 審査を行った。
平成19年 8月29日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成19年 8月30日 (第134回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 9月27日 (第135回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年10月25日 (第136回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
栗原由紀子	青森中央学院大学経営法学部講師	
紺屋 博昭	弘前大学人文学部准教授	
平井 卓	青森大学経営学部非常勤講師	会長職務代理者

(平成19年10月31日現在)